

○交付対象者及び有効期間

歩行が困難で以下の基準に該当する者

区 分		交付要件	有効期間	
障 が い 者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が以下の等級であること。	無	
	視覚障がい	1級から4級		
	聴覚または 平衡機能の障がい	聴覚障がい		2級から3級
		平衡機能障がい		3級、5級
	肢体不自由	上肢		1級から2級
		下肢		1級から6級
		体幹		1級、2級、3級、5級
	乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能		1級から2級
		移動機能		1級から6級
	心臓機能障がい	1級、3級、4級		
	じん臓機能障がい	1級、3級、4級		
	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級		
	小腸機能障がい	1級、3級、4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級		
肝臓機能障がい	1級から4級			
知的障がい	療育手帳の障害の程度欄が「A」であること。			
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること。			
要介護高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1から5」であること。			
難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者であること。			
妊産婦等	母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は産後3年)までであること。 ※妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。 ※有効期間中に生後2年(多胎児の場合は生後3年)未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可。	母子健康手帳取得時から産後2年(多胎児の場合は産後3年)まで		
けが人	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められること。	最長5年(更新可)		
その他	上記以外で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められること。	最長5年(更新可)		

※利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。(産後6か月を超えた産婦を除く。)